

東関東小学生バンドフェスティバル実施規定

(総 則)

- 第1条** この大会は「東関東小学生バンドフェスティバル」という。
- 第2条** 東関東小学生バンドフェスティバルへは、各県から推薦された吹奏楽団体が参加して毎年実施する。
- 第3条** 選出母体となる県吹奏楽連盟（以下「県連盟」という）は、次の通りとする。
栃木県吹奏楽連盟 一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟
千葉県吹奏楽連盟 神奈川県吹奏楽連盟
- 第4条** 実施会場・日時などの必要事項については、東関東吹奏楽連盟理事会（以下、理事会という）で定める。
- 2 理事会は毎年3月末日までに、翌年度の開催要項を決定する。

(実施部門 および 参加人員)

- 第5条** 実施部門は次のとおりとする。
- ① ステージ部門
ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門
東関東吹奏楽コンクール小学生の部と同会場で同時開催とする。
- ② フロア部門
アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門
- 第6条** ステージ部門とフロア部門はそれぞれ独立した大会として実施する。
- 第7条** 各部門の参加人員は次のとおりとする。
- ① ステージ部門 65名以内（指揮者は含まない）
② フロア部門 80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない）
- 2 保護者の参加（手伝い）は、打楽器等の搬入・搬出に限る。演奏中の参加（手伝い）は禁止とする。

(参加資格)

- 第8条** 参加資格は、全日本吹奏楽連盟（以下「全日吹連」という）に加盟し、東関東吹奏楽連盟傘下の各県連盟に所属する団体で、構成メンバーは、小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、同一団体がステージ部門とフロア部門に出場することができる。
- 2 参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校（従来通りの参加形態）
② 合同バンド
以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

- ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。
- イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。
- ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生で構成された団体。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

- 3 その他、第8条第2項②、③に該当しない団体の参加については、理事会で参加の可否を決定する。

第9条 参加団体の人員および資格に疑義が生じ、違反が判明したときは、審査対象外または入賞取り消しの処分をすることがある。

(演奏 および 演技)

第10条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第11条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具等の使用上のルールは、その年の全日本吹奏楽連盟より出されるルールに則るものとする。また、ステージ部門においては、東関東吹奏楽コンクールにおける注意事項を厳守するものとする。

- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。
- 3 メジャーバトンとカラーガードのフラッグの放り投げは禁止する。(フロア部門のみ)

第12条 出演時間は次のとおりとする。

- ① ステージ部門 7分以内
- ② フロア部門 6分以内
- 2 出演時間とは、演奏（合唱等を含む）または演技開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は審査の対象としない。
- 3 フロア部門における計時開始のタイミングは、出演団体が30mのラインの中に入りフォーメーションを整えた後、演奏開始、または奏者の誰かが動き始めたら演技開始とみなし計時を開始する。(ただしドラムメジャーの動きは除く) なお、演奏前の待機から演奏開始までの時間および演奏後の退場については計時を行わない。(入退場に関しては、出演者の安全確保を最優先とするが、スムーズな行動を心がける)
- 4 出演時間の開始と終了は計時係が判定する。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないで本大会に出演することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後(没後)70年(国によっては50年)を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
- 2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。
- 3) 出版楽譜であっても、日本国内での演奏許諾がないものがある。

第14条 演奏曲目は自由とする。

第15条 服装は自由とする。

(演奏に関する諸権利)

第16条 小学生バンドフェスティバル出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は東関東吹奏楽連盟に帰属し、東関東吹奏楽連盟がこれを利用することについて小学生バンドフェスティバル出演者は何らの異議を申し立てることができない。

- ① ラジオ、テレビ等の放送をすること。
 - ② 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
 - ③ DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
 - ④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- ※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査 および 表彰)

第17条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 2 審査員の数は7名とする。
- 3 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。
また、審査員への金品等の贈与は禁止する。
上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、その年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。
- 4 審査の方法は、別に定める審査内規による。
- 5 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の7分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第18条 表彰は、部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

- 2 出演時間を超過した時は失格とし、審査の対象としないが、参加賞を与える事ができる。
- 3 出演開始時刻に間に合わなかった団体は、原則失格として審査の対象としない。

(県 代 表)

第19条 各県連盟は、県代表を決定し、東関東小学生バンドフェスティバルの4週間前までに、東関東吹奏楽連盟へ推薦・報告する。

第20条 各県連盟からの東関東小学生バンドフェスティバルへの推薦団体数は東関東大会県代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。

- 2 当該年度の開催県は、同日に開催されるマーチングコンテスト、あるいは本大会のどちらかに、1団体を加えて推薦することができる。（ステージ部門は除く）

第21条 マーチングの奨励のため、フロア部門に限り各県連盟は以下のローテーションに則り同日に開催されるマーチングコンテスト、あるいは本大会のどちらかに、奨励枠として1団体を加えて推薦することができる。

※奨励枠ローテーション

2026千葉 → 2027茨城 → 2028神奈川 → 2029栃木

以下この廻順をくり返す。

第 2 2 条 大会参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

第 2 3 条 出演順は毎年総会において決定する。

2 部および部門の実施順は、その年ごとに理事会で定める。

(全日本小学生バンドフェスティバルへの推薦)

第 2 4 条 金賞団体の中で、参加申込書にて「全国大会に出場可」とした団体から、全日吹連より示された団体数を、東関東支部代表として全日本小学生バンドフェスティバルにステージ部門の参加団体はステージ部門へ、フロア部門の参加団体はフロア部門へそれぞれ推薦・報告する。

2 同一団体が「全日本小学生バンドフェスティバル」と「東日本学校吹奏楽大会」の両大会へ、同時に出演することはできない。

3 全日本小学生バンドフェスティバルに要する費用は出演団体の負担とする。

(そ の 他)

第 2 5 条 東関東小学生バンドフェスティバル実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催・後援および協賛団体を持つことができる。

第 2 6 条 東関東小学生バンドフェスティバル実行委員は、その年ごとに選出する。

2 実行委員会には、東関東吹奏楽連盟傘下各県連盟の代表者を含むものとする。

第 2 7 条 東関東小学生バンドフェスティバル実施に関して、本規定以外に必要と認めた基準については、全日吹連から示されるところによる。

第 2 8 条 本規定に関する内規は、理事会がこれを定め、実施細目等については、その年ごとに常任理事会の同意を得て、実行委員会がこれを定める事ができる。

第 2 9 条 緊急の事態が生じた場合は大会本部で協議し決定する。

第 3 0 条 この規定は、理事会の議決により改定する事ができる。

第 3 1 条 (付則)

1 この規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日より施行する。

2 平成 2 1 年 1 2 月 5 日 一部改定

3 平成 2 4 年 4 月 3 0 日 一部改定

4 平成 2 5 年 5 月 3 日 一部改定

5 平成 2 6 年 5 月 3 日 一部改定

6 平成 2 8 年 1 月 2 4 日 一部改定

7 平成 3 0 年 6 月 9 日 一部改定

8 令和 元年 5 月 3 日 一部改定

9 令和 元年 6 月 8 日 一部改定

1 0 令和 4 年 4 月 1 日 一部改定

1 1 令和 6 年 4 月 1 日 一部改定

1 2 令和 7 年 4 月 1 9 日 一部改定

1 3 令和 8 年 4 月 1 日 一部改定